

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成18年7月14日

京都市長 梶本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市伏見区向島津田町91番地の90

荒井 徳一

2 建築協定の名称

京都市伏見区向島リバーサイド津田地区建築協定

3 建築協定区域

京都市伏見区向島津田町91番地の9から91番地の12まで、91番地の15から91番地の49まで、91番地の51から91番地の61まで、91番地の63から91番地の68まで、91番地の70から91番地の81まで、91番地の89から91番地の101まで及び91番地の123から91番地の126まで並びに同区向島西堤町82番地の6から82番地の9まで、82番地の11、82番地の15から82番地の20まで及び82番地の25から82番地の27まで

4 建築協定区域隣接地

京都市伏見区向島津田町91番地の50、91番地の62、91番地の69、91番地の88、91番地の102及び91番地の127

5 建築協定の事項

建築物の位置、構造、用途、形態及びその他の事項

6 建築協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成18年7月14日第13-004号

8 効力を有することとなる日

平成18年7月15日

(都市計画局建築指導部指導課)